

処方・調剤・保険請求の

Q&A

日本薬剤師会

調剤をしていて

疑問に思ったこと、

医師または患者さんに聞

かれて困ったこと、医師に疑

義照会して対応したがいまひとつ納

得できないこと、ありませんか？皆さんの疑問

に各分野の専門家がお答えいたします。

ご質問をお寄せくだ

さい。なお、回答は本誌

に掲載することによってのみ行い

ます。電話やファクシミリによる回答

はご容赦ください。また、特殊なケース

の質問は、採用されないこともありますのであら

かじめご了承ください。

Q 薬剤情報提供料を算定する場合、お薬手帳には調剤日、薬剤の名称、用法、用量、相互作用その他服用に際して注意すべき事項を記載することになっていますが、毎回、全項目について記載しないと算定は認められないのでしょうか。（匿名希望）

A 処方せんの内容によっては、お薬手帳への記載が求められている項目に該当する内容がないために、必ずしもすべての事項を記載することができない場合もあると思いますので、単にすべての項目に関する情報が記載されていないという理由だけで、

表1 薬剤情報提供料（お薬手帳）の記載について

区分11 薬剤情報提供料

(1) 薬剤情報提供料は、1回の処方せん受付において調剤を行った薬剤について、その投薬を受ける患者等に対して、当該患者の求めに応じて、調剤日、当該薬剤の名称（一般名処方による処方せん又は「後発医薬品への変更可」欄に処方医の署名若しくは記名・押印のある処方せんの場合においては、現に調剤した薬剤の名称）、用法、用量及び相互作用その他服用に際して注意すべき事項を患者の手帳に経時的に記載した場合に、月4回（当該薬局において継続して調剤を受けている患者であって、処方内容に変更があった場合には、上記にかかわらず処方ごとに月4回）を限度として算定する。

(2) <略>

(3) 「服用に際して注意すべき事項」とは、重大な副作用又は有害事象等を防止するために特に患者が服用時や日常生活上注意すべき事項、あるいは投薬された薬剤により発生すると考えられる症状（相互作用を含む。）等をいい、投薬された薬剤や病態に応じて、服用患者ごとに異なるものである。

<以下、略>

（2008年1月27日、保医発第0306001号）

薬剤情報提供料を算定できないということにはなりません。

薬剤情報提供料の算定要件において、患者のお薬手帳には「調剤日」「薬剤の名称」「用法」「用量」「相互作用その他服用に際して注意すべき事項」を記載することが求められています。しかし、患者に提供すべき薬剤情報のうち、「服用に際して注意すべき事項」などについては、処方せんの内容や病態に応じて服用患者ごとに異なりますので、ケースによっては記載項目に該当する情報がないという場合もあるでしょう（表1）。

したがって、そのような正当な理由から、結果的にお薬手帳へ記載できない項目があったとしても、それ以外の必要な薬剤情報を経時的に記載していれば、薬剤情報提供料を算定することは認められます。

Q 基準調剤加算を算定するためには、あらかじめ地方社会保険事務局へ施設基準に関する届出をしなければなりません。届出後はいつから算定することができるのでしょうか。届出が受理された日から直ちに算定してもよいのでしょうか。（匿名希望）

A 基準調剤加算（1または2）については、施設基準にかかる地方社会保険事務局長への届出後、要件審査が終了し、届出が受理された日の翌月1日から算定することができます。ただし月の初日に要件審査が終了し、届出が受理された場合には、当該初日から算定することができます（表2）。



表2 基準調剤加算の適用時期について

特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて

第2 届出に関する手続き

- 7 4に定めるもののほか、各月の末日までに要件審査を終え、届出を受理した場合は、翌月の1日から当該届出に係る診療報酬を算定する。また、月の初日に要件審査を終え、届出を受理した場合には当該初日の属する月から算定する。なお、平成18年4月に新設された施設基準に係る診療料について、同年4月14日までに届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものについては、同月1日に遡って算定することができるものとする。
- 8 届出の不受理の決定を行った場合は、速やかにその旨を提出者に対して通知するものであること。

(2006年3月6日、保医発第0306003号)

Q リウマトレックスの調剤料について教えてください。次の処方内容の場合、これまでは内服薬8日分として調剤料39点を保険請求していましたが、先月の保険請求分から、内服薬4日分、すなわち調剤料20点として請求するよう指摘を受けました。調

剤料の算定方法について、解釈の変更があったのでしょうか。

<処方内容>

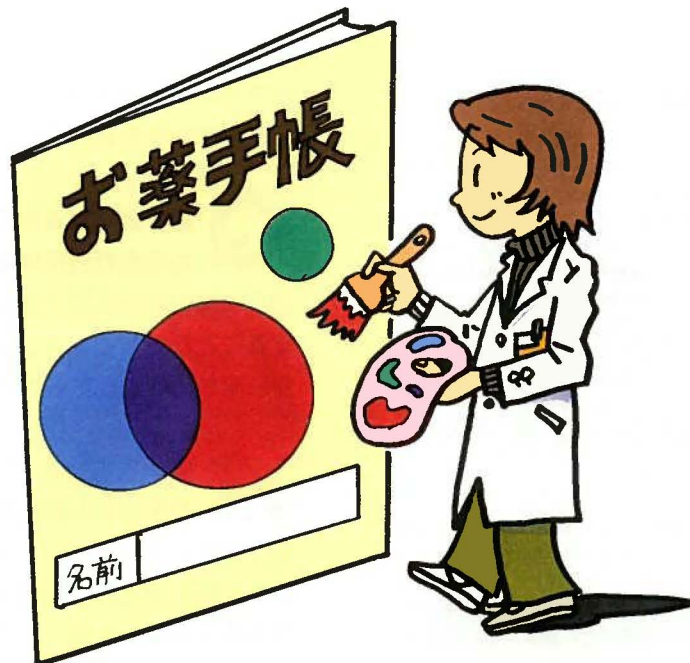
リウマトレックスカプセル2mg 2カプセル 1日2回朝夕食後 4日分
 リウマトレックスカプセル2mg 1カプセル 1日1回朝食後 4日分

(愛知県 匿名希望)

A ご質問のケースについては、内服薬8日分として調剤料39点を算定するのが妥当でしょう。

リウマトレックスカプセルは、メトトレキサートを2mg含有する抗リウマチ剤です。添付文書によると、通常の1週間単位の投与量は6mgであり、「1カプセルを初日から2日目にかけて12時間間隔で3回経口投与し、残りの5日間は休薬する。これを1週間ごとに繰り返す」とされています。

すなわち、リウマトレックスカプセルは一般的な内服薬の使用法とは異なるため、食事を目安とした服用時点(すなわち「剤」)により整理することが困難です。



そのため、例外的なケースとして調剤料を考えざるを得ないものと考えます。

ご質問のケースについては、1日2回(朝夕食後)服用するものとして連続2日間、かつ、それを1週間ご

とに4回繰り返す服用方法であると整理して、実質8日分の内服薬調剤料(39点)と解釈するのが妥当でしょう。



独自性と独創性をもって
「高品質な製剤改良」に
挑戦しています。



小林化工の
ユースフルジェネリック(主な改良製剤) 薬価変更収録

錠剤への剤形変更

- ロイコトリエン受容体拮抗剤(指定医薬品)
برانلカスト錠112.5[EK]
- 経口抗真菌剤(指定医薬品、処方せん医薬品^{※2)} (フランルカスト錠112.5[EK])
イトラコゾール錠50・100[MEEK]
- 前立腺肥大症の排尿障害改善剤(指定医薬品、処方せん医薬品^{※2)}
塩酸タムスロシン錠0.1・0.2[EK]

崩壊性に優れた錠剤(素錠)

- 持続性アンジオテンシン変換酵素阻害剤(指定医薬品、処方せん医薬品^{※2)}
エナラプリル錠5MEEK
- HMG-CoA還元酵素阻害剤(指定医薬品、処方せん医薬品^{※2)}
シンバスタチン錠5・10[MEEK]
- 睡眠誘導剤(習慣性医薬品^{※1)}、指定医薬品、処方せん医薬品^{※2)}
塩酸リルマザホン錠1・2[MEEK]



(塩酸リルマザホン錠1[MEEK]:37℃の水の中における変化を観察した。)

シロップ剤への剤形変更

- 抗ウイルス化学療法剤(指定医薬品、処方せん医薬品^{※2)}
ピクロックス®シロップ8%

注1)注意-習慣性あり 注2)注意-医師等の処方せんにより使用すること

医療用医薬品メーカー 小林化工株式会社

【本社】〒919-0603 福井県あわら市矢地5-15 TEL 0776-73-0690(代) FAX 0776-73-0692
※製品に関するお問い合わせ先: 学術情報室 TEL 0776-73-0911 FAX 0776-73-0821
<http://www.kobayashikako.co.jp>

※効能・効果・用法・用量・禁忌を含む
使用上の注意等については、各
製品の添付文書をご参照下さい。